



11 月 17 日 政府交渉に向けて

一保育分野からの要望書一



社会福祉経営全国会議では、厚生労働大臣と、内閣官房 こども家庭庁長官宛てに、「障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会」と連名で、「社会福祉事業に関する要望書」を提出し、11 月 17 日に政府交渉を行う予定です。

INFO では、その要望書の内容と解説を順次お知らせいたします。

まず「保育分野からの要望書」についてです。



1. こども誰でも通園制度(以下本制度と略)について

(1) 本制度は、第二種社会福祉事業であることを明らかにし、自治体に通知を発出して下さい。

・こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)は、社会福祉法第2条3により「第二種社会福祉事業」と定められています。ところが、自治体により、利用者が20人未満であることを根拠に事業区分を公益事業として整理しようとする動きがあります。

こども誰でも通園制度は「第二種社会福祉事業」として実施するよう自治体に発出するよう要望します。

(2) 子ども・子育て支援金を財源とするのではなく、国費による運営として下さい。

・政府は、こども政策の財源として年 3.6 兆円の財源を確保するとしています。内訳は、既定予算の活用で 1.5 兆円程度、社会保障の歳出改

革で 1.1 兆円程度、支援金制度の創設で1兆円程度。支援金制度とは、医療保険料に上乗せして財源を確保しようとするものです。子育て予算を増やすために、医療費の負担が増える構造になります。

・医療保険に上乗せして徴収された分の公費負担割合は引下げられます。支援金制度による財源確保は、低所得者ほど保険料負担が増すことになり、増税と同じことになります。支援金制度の創設は、保育制度を介護保険と同じような「保険制度」に移行させていくための布石にはなりません。保育・子育ての財源は、全額公費負担すべきです。

(3) 事業の認可基準について、乳児保育の実績を要件とするなど、こどもの安全と保育の水準を確保してください。また、自治体が責任をもって関与できる仕組みにしてください。

・2026 年度からこども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)が法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施されます。保護者への子育て支援・負担の軽減は必要ですが、多くの問題が取り残されたまま本格実施へ移行されようとしています。

・本制度は利用者と施設との直接契約になります。直接契約制度は、高齢・障害者の分野で起きているように、出来高報酬制への移行、施設整備補助金制度の縮小、災害発生時に自治体が責任を負わなくなる等、公的責任が後退します。利用者本位から経営優先となり、保育の質の

低下、労働条件の低下・雇用の不安定化を招くことになります。

- ・保育中の死亡事故は、0歳児と1歳児が全体の約8割を占めています。事前の面談とならし保育を義務付けること。本制度の認可に当たっては、乳児保育の経験がない事業者の参入を制限し、乳児保育の実績がある保育所、認定こども園等に限定すべきです。
- ・保育者の負担増が懸念されています。保育士の配置基準は2:1とし、受付・面談・関係機関との連絡等に対応する職員の人件費を保障するよう要望します。
- ・自治体が未就園児のニーズを把握して、一時預かり保育・保健所・療育センター・子育て支援事業等に繋げていくこと、公立保育園での実施等、自治体が主体的にかかわる制度にしていく必要があります。その上で、支援が必要な子どもは、通園ではなく保育所に入所出来るよう、入所要件を拡大していくべきです。



2. 最低基準の改善について

- (1) 保育所、認定こども園など、全ての職員配置基準を現在の2倍に引き上げるなど、抜本的な充実をはかってください。
- ・「子どもたちにもう一人保育士を！」運動もあり、保育士の配置基準は、2024 年度から4・5歳児の配置基準は30:1から25:1、3歳児は20:1から15:1に改善されました。1歳児は最低基準の改定ではなく、3つの要件を満たした施設だけ6:1から5:1が適用される加算方式として 2025 年度から実施されています。
 - ・配置基準の一部は改善されましたが、現場の保育士からは負担軽減には程遠いとの声が圧倒的です。10月から育児・介護休業法が改正されました。保育園においても、子育てと仕事の

両立のため、育児休暇や育児短時間勤務を取りやすい職場にしていかなければなりません。保育士の配置基準を現状の2倍に増やすよう要望します。

- (2) 当面、保育所の1歳児の職員配置基準について、条件付きの加算ではなく、配置基準としてください。

- ・1歳児の配置基準改善については、2014 年の「社会保障と税の一体改革」で実施することになっていたものです。条件付き改善ではなく最低基準として5:1に改定するよう要望します。(詳しくは INFO96 号)

- (3) 保育所について、保育の時間に応じた保育標準時間(1日11時間・週6日)を週40時間労働の職員でカバーできるよう、基本分単価の見直しを図ってください。

- ・保育士の労働時間は1日8時間が上限です。これに対して保育所は11時間開所がスタンダードとなっています。8時間以上11時間利用の保育標準時間認定と8時間利用の保育短時間認定の差を埋める3時間分の費用は、定員全員が保育標準時間認定の場合、常勤保育士1人及び非常勤保育士3時間分しか加配されていません。

- ・完全週休二日制が一般的な社会の中で、保育施設は利用児童がいなくても土曜日開所が義務付けられ、土曜日に閉所した場合は減算されます。開所日・開所時間に応じた保育士を配置することができる公定価格を保障をするよう要望します。



3. 公定価格を抜本的に引き上げる改定を行ってください。

- (1) 毎年発出される「私立保育所に係る運営に要する費用について」に示されている各項

目について、実態に合わせて大幅に引き上げ、とりわけ人件費については、保育の専門性と職責にふさわしい格付けとなるよう、抜本的に改めてください。

- ・公定価格における人件費は、下記の表のように国家公務員の福祉職等に格付けされています。公定価格では、本俸が昇給していく仕組みがないため、例えば、保育士は在職期間を何年重ねても(福)1-29 に格付けされた人件費しか保障されません。所長の格付けは、国家公務員の「福祉職俸給表別標準職務表」の最下位から二つ目「相当困難な業務を行う生活支援専門職又は困難な業務を行う介護員長の職務」位置付けられており、施設の経営・運営に責任を負う業務実態とかけ離れています。

- ・子どもたちの生活費となる事業費は、前年度から若干引上げられましたが、物価高騰にも追いつかない水準です。管理費の増額も含め要望していきます。

【令和7年度保育所職員の本俸基準額】

職種	格付け	本俸基準額
所長	(福)2-29	282,900 円
主任保育士	(福)2-13	274,584 円
保育士	(福)1-29	242,148 円
調理員等	(行二)1-21	216,600 円

- (2) 人事院勧告による人件費の増額について、配置基準を上回る職員配置を行っている保育園等でも人事院勧告に基づく賃上げ水準が確保できるよう措置してください。

- ・人事院勧告による給与改善は、保育士と全産業平均との給与格差是正にはなりません。さらに、多くの保育施設では配置基準の 1.8 倍～2 倍の保育士等を配置しているため、公定価格による保育士等の給与水準が全職員に適用されるわけではありません。

- ・保育士養成校に入学する学生が急激に減少しています。潜在的保育士も、保育現場の過密労働

と賃金水準の低さから保育現場に戻ってくる人はほとんどいません。保育士確保が出来ないため、入所児童の受入れを制限せざるを得ない保育施設も増えています。保育事業を守るため、保育士等の抜本的な処遇改善が必要です。

(3) 加算算定による事務の煩雑化などに対応する事務職員を配置してください。

こども家庭庁は、事務負担軽減のため処遇改善等改善加算を一本化したとしていますが、区分の付け替えがされただけで、事務負担の軽減にはなっていません。今年度から「ここdeサーチ」の提出に伴う事務負担も増加しました。すべての保育施設に常勤の事務員が配置出来る人件費補助金を要望します。



4. 定員割れ対策及び年度途中入所対策について

年度当初に定員を下まわり、年度途中に児童を受入れるケースが一般化しています。産・育休明け等年度途中の入所を保障するためには、年間を通して職員配置を維持しなければなりません。定員が充足するまでの職員配置に対する補助制度を創設してください。

- ・年度途中に入所してくる児童を受入れるためには、年度当初から定員に対応した保育士等を配置しておく必要があります。年度当初に定員を満たしていなくても保育士等の人件費を保障する制度を設けている自治体もあります。国の補助金制度が出来れば、全国の自治体に広がり、年度途中の入所に応えていくことが出来ます。



5. 実行性のある少子化対策を行ってください。

(1) 低年齢児(0～2歳児)の保育料を早急に無償化してください。

・新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 28 日閣議決定)において、「0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は、住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲を全ての子供に拡大する。」と指摘。令和8年度保育関係予算概算「子どものための教育・保育給付交付金」の主な事項要求においても、「幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程において検討する」としています。

・保育を必要とするすべての子どもが利用できるようにすることは、少子化対策にとって欠かさない課題です。低年齢児の保育料の無償化、3歳未満児の保育料無償化、3歳以上児の副食料費を無償にするよう要望します。

(2) 潜在的待機児童の実態を把握し、除外4類型(育児休業中の者等)を廃止して、保育認定を受けながら保育所に入れず、待機児童にもカウントされない現状を改善してください。

・こども家庭庁は、2025 年 4 月 1 日時点での待機児童数を2,254人と公表しました。この人数は年度当初のものなので、年度途中に入所が出来なかった人数は含まれていません。さらに、国は、待機児童数から「除外4類型」を除いており、依然とし6万人～8万人が隠れ待機児童として存在しています。育休退園等、隠れ待機児童は直ちになくすべきです。

※除外4類型

- ・特定の保育所等のみ希望している者
- ・求職活動を休止している者
- ・育児休業中の者
- ・地方単独保育施策を利用している者

(3) いつでも、必要な時に安心して預けられる保育所を増やすことで少子化対策を推進してください。



6. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度での公費負担を継続してください。

(1) 2026年までに今後のあり方を検討するとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度での公費負担について、保育士の確保や処遇改善の点からも継続してください。

(2) 介護・障害福祉においても国費負担を復活してください。

文責 石井一由記(理事)

無断配布・無断引用を禁じます。

